

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン からの活動報告(要旨)

子どもを叩かず、怒鳴らずに育てる方法がありますか？ 「ポジティブ・ディシプリン」の普及の取り組みから

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 森郁子

「叩くのが禁止というなら、どうすればいいのか」の問いに答える

法改正とともに、「叩かない・怒鳴らない子育て」の普及を推進する必要があります。2006年の国連の調査「子どもに対する暴力」は、**人権と科学的根拠に基づいた養育者を支援するプログラムの必要性**を各国政府へ訴えました。以来、養育者や子ども支援者を対象としたプログラム開発・普及活動が世界的に加速しています。

子どもの権利に基づき、子どもの体やこころを傷つける罰をなくすために生まれたプログラム「ポジティブ・ディシプリン」

2007年、セーブ・ザ・チルドレンは、「ポジティブ・ディシプリン」を開発しました。アジア各国を中心に地域社会・学校・養育者等の協力を得て成長を続けるプログラムです。



ポジティブ・ディシプリン・モデル

養育者を支え、「しつけ」を見直す

ポジティブ・ディシプリンは、養育者が子育てにおける日々の問いに具体的な方策を立て、安心して子育てに向き合えるよう支援します。計18時間のプログラムを通じ、参加者は考えをまとめたり共有したりしながら、子育てを振り返ります。

なぜ「考え方」を伝えるのでしょうか？

ポジティブ・ディシプリンは「人」はすべて異なることから、どんな家庭や親子にも共通する正解はないという立場に立っています。叩いたり怒鳴ったりという手段を用いないしつけを養育者自身が「考える」ための支援が有効と考えています。

どんなことに着目してプログラムを進めるのでしょうか？

子どもの言動を変えようとするのではなく、子どもと養育者の関係に働きかけます。長期的な目標を見据え発達の知識を取り入れることで、養育者の日々の子育てが変わり始めます。日々の課題を子どもと共に解決し、子どもとの関係が変わることを目指しています。



「ポジティブ・ディシプリンのすすめ」
明石書店 2009年5月5日出版

参加者の声

～実際はどのように変わり始めるのでしょうか～ (一部抜粋・再構成)



互いの考えから学びあうプログラム参加者

子どももひとりの人間：子どもは絶対に親に従わなければならないと教えられてきたので、自分の子が親に従わない理由が理解できなかったけれど、子どもにも尊重される権利があると気づかれたので、今後子どもに寄り添っていこうと思った。

関係が変わると子どもも変わる：私が変わったからか、(子どもが)以前よりもいろんなことを話してくれるようになった。

子どもの言動の理解：子どもの考えを理解できないことが多かったが、子どもの話を聞くようになった。

セーブ・ザ・チルドレンは、これからもポジティブ・ディシプリンの普及活動に加えて、法整備・社会啓発など、子どもの体やこころを傷つける罰のない社会づくりに包括的に取り組んでいきます。

セーブ・ザ・チルドレンは、世界最大級のネットワークをもつ、国連に認定された子ども支援専門の国際組織です。



子どもがすこやかに育つ、 虐待のない社会を実現するために

～なぜ体罰禁止が必要なのか？～

日本弁護士連合会は、2015年3月19日に「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」を取りまとめ、同年9月5日に「子どもを育てるのに暴力は必要ですかー体罰等の根絶と子どもがのびる育て方ー」と題したシンポジウムを、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと共催で開催しました。

子どもたちが暴力におびえることなくすこやかに成長していくために、上記シンポジウムの内容を中心に当パンフレットをまとめましたので、ご活用いただけますと幸いです。

日本弁護士連合会の意見

- 1 体罰等は家庭を含めあらゆる環境において禁止されることを児童虐待防止法等において明文化し、懲戒権規定(民法822条)を削除すべきです。
- 2 文部科学省は、保護者、教育職員等子どもに関わる全ての者に対し、体罰等を禁止する意味や子どもの権利について意識啓発し、体罰等によらない非暴力的な養育方法や教育・指導方法を示し、継続的かつ効果的に、教育し、研修を行うべきです。
- 3 体罰等の被害を受けた子どもやそれを目撃した子ども等に対し、十分な配慮を行い、適切にケアをし、支援する制度を構築すべきです。

日弁連の意見書は、日弁連のホームページより閲覧できます。

明橋大二医師の基調講演(要旨)

明橋大二氏
心療内科医師・小学校スクールカウンセラー、
NPO法人子どもの権利支援センターバレット理事長

体罰がもたらす子どもへの悪影響は科学的に証明されている

- 体罰を受けた子どもは、その時には親の命令に従う、といった「効用」がありますが、一方で、長期的には、①攻撃性が強くなる、②反社会的行動に走る、③精神疾患を発症するなどのリスクが高まることが明らかにされています(ガーショフ「親による体罰、それによる子どもの行動と傾向:メタ分析と理論的考察」2002 約60年前にさかのぼって88本の論文をメタ解析)
- 体罰を用いたしつけは、短期的には有効に見えても時間がたつにつれ、言葉、社会性の発達に遅れが生じたと報告されています(服部祥子・原田正文著「乳幼児の心身発達と環境—大阪レポートと精神医学的視点—」1991 2000名の子どもの0歳から6歳までを追跡調査)

体罰の問題点

- いくら冷静にと思っても、体罰にはおとなの感情(怒りや非難)が込められます。それを繰り返し受けると、子どもは萎縮し、恐怖を持ち、自信を失います。自己肯定感が下がるのです。自己肯定感とは心の成長の土台になるものであり、私は生きていていいんだ、私は私でいいんだということです。
- 体罰をさけるために、おとなの前ではおとなしくなりますが、見ていないところでは守ろうとしません。
- 結果として、善悪の判断や行動のコントロールを主体的に学ぶ機会を奪います。ウソやごまかしを平気でやる人たちの育てられ方を調べたら、親がむやみに体罰その他の罰を与える特徴がありました。一番大切な「良心」が育たなかったのです。これはしつけではありません。



体罰は愛のムチ？ 自分が今日在るのは体罰のおかげ？

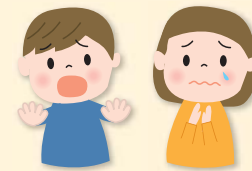
- 病気になったとき、親からある薬を与えてもらって、治ったという経験があると、自分も子どもにその薬を飲ませようと考えます。ところが、その薬は、昔はよく使われていたけれども、その後、調査が進んで、その薬には、飲んだときには効果があるけれども、長期的に見ると、色々副作用があるということが明らかになった。そうしたことが分かったときに、果たして、あなたは、その薬を子どもに飲ませますか？
- 体罰も同じです。体罰は、昔は科学的に証明されていませんでしたが、今は科学的に調査されて、体罰はマイナスだ、いろんな副作用があることが明らかになっています。そういうことが分かっても、あなたはそういう薬(体罰)を子どもに与えますか？

教師が体罰を振るってこないとかかをくくって、暴力的に振る舞ってくる子に対してどうすればよいか？

- キレる子どもに対して、ついつい力で抑え込みたくなりますが、力で抑え込むことはすべきではありません。
- 手が出るという子どもは、自分の気持ちを言葉で表現できないから、手が出てしまうのです。だから、自分の気持ちを言葉で表現できるように、「こういうことが嫌だったんだね。分かったよ。でも、これからはいきなり手を出すのではなくて、『イヤだ』と言葉で言うようにしようね。」というふうに話をするのが大切です。
- 攻撃的に出てくる子どもというのは、ほとんどの場合、暴力を振るわれていたり、あるいは何からの被害を受けていたりする子です。何の理由もなしに子どもはキレたり、暴力を振るったりすることはありません。これを解決するには、まず何でそういうふうにならなっているのか、背景を探ることが大切です。親の体罰やネグレクトなどがあるかもしれません。
- 暴力は、悪いことです。ペナルティーは必要です。しかし、いきなり子どもを叩くのではなく、「タイムアウト」と言って、その場所から子どもを引き離しましょう。他の先生に来てもらったりして、その子を抱えて、教室からいったん出して、静かになれる所に行って、一対一でその子の話を聞いて、治まったら、教室に戻すということを行います。「教室から出ていきなさい」と突き放す言い方はよくありません。「取り出し」、一応出すけれども、その一方で、私はあなたに寄り添い、あなたの話を聞くよという姿勢を示し、個別に関わる必要があります。クールダウンを図るのです。
- 子どもの背景を探りながら、こうしたタイムアウトをしていくと、時間はかかりますが、3か月から半年で必ず解決していきます。
- 暴力で見せしめをしたり、力を行使したりすれば、子どもは、それで他人をおとなしくさせられる、人を支配できるということを学んで、弱い子どもなどに対して別の場所で同じように力を示したり、暴力を振るったりすることになります。それが暴力集団、非行グループにつながっていく可能性もありますから、我々おとなは決して暴力等による解決方法を教えるべきではありません。



Q.1 「体罰」ってなに？ 「虐待」とどう違うの？



A 日本は、1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約を、1994年に批准しています。

子どもの権利条約の解釈基準を示す国連子どもの権利委員会一般的意見8号「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」(2006年)では、体罰を「有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰」と定義しています。

日弁連意見書では、さらに、「子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせ、又は笑いものにするを意図した罰のような体罰以外の残虐な又は品位を傷つける形態をとる罰」と合わせて体罰等と定義しています。

これに対して、児童虐待防止法2条では、身体的虐待を「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」(1号)、心理的虐待を「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(4号)と定義しています。

したがって、体罰等の方が、児童虐待防止法にいう身体的虐待・心理的虐待よりも軽微な形態を含む広い概念です。

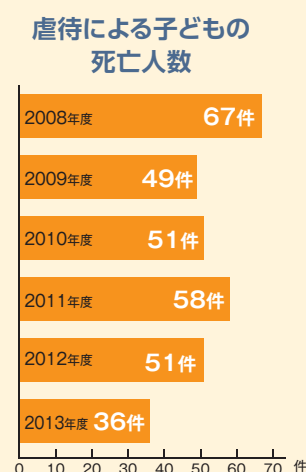
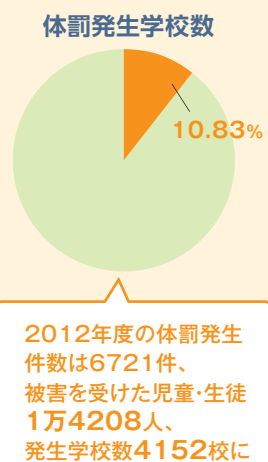
Q.2 体罰等の現状は？

A 桜宮高校事件を契機に、文部科学省が初めて体罰の綿密な全国調査を行ったところ、2012年度の発生件数は6721件、被害を受けた児童・生徒は1万4208人、発生学校数は4152校で対象学校数の10.83%(平成25年8月9日「体罰に係る実態把握の結果(第2次報告)」文部科学省)でした。

各種調査では、約6割程度の親が子への体罰は必要と考えており、体罰を行ったことがあるという結果が出ています(朝日新聞誌上調査2010年8月21日等)。

そして、このことが、子どもを死に至らしめるといった痛ましい事件や、児童虐待を重篤化させる結果を招いています。

児童虐待による子どもの死亡人数は、2008年度67人、2009年度49人、2010年度51人、2011年度58人、2012年度51人、2013年度36人と、深刻な状況が継続しています(厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第11次報告)の概要」)(なお、児童虐待にはネグレクトのように体罰等とは必ずしも重なり合わない類型も含まれます。)



Q.3 体罰等は どうしていけないの？

A 明橋大二医師の講演のとおり、子どもの成長、発達に弊害が生じます(1頁参照)。体罰等は、日本国憲法13条、子どもの権利条約(37条(a)、19条1項、16条、28条2項等)で保障されている子どもの権利を侵害する子どもに対する暴力です。

Q.4 学校教育法で体罰を禁止しているのに、さらに家庭での体罰等の禁止まで必要なの？

A 1879年の教育令で体罰が禁止されて以降、現在の学校教育法11条も体罰を禁止していますが、一向に体罰はなくなりません。

それは、子どもに対するしつけとして一定の体罰等を容認しあるいは積極的に肯定する考え方が親たちをはじめ、おとなたちの間に残っているからです。このような考え方を克服するためにあらゆる場面での体罰を明示的に禁止する必要があるのです。

おとなや女性、高齢者、障害者を殴る、叩く、蹴る等の行為は、刑法やいわゆるDV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等により明示的に禁止されています。これに対して、家庭や児童福祉施設等における子どもに対する体罰等を明示的に禁止する法律はありません。

児童虐待防止法制定後もなお、しつけや教育の名目で叩く、殴る、蹴る等の行為が容認され、子どもがおとなよりも暴力にさらされている現状に対して、おとなに対する暴力禁止と同じように、法律での明示的な禁止が必要です。

Q.5 体罰等を法律で禁止すると、逮捕されてしまうのでは？

A 家庭において子どもの体罰を禁止するために法改正を行う第一の目的は、予防にあります。親たちが体罰等を用いないようにするために、親たちを支援し、体罰によらない教育方法を教示することがまず優先されるのであって、体罰を振るえばそれだけでは逮捕されるということはありません(前記一般的意見8号)。

刑法の暴行罪・傷害罪にあたる行為が認められ、逮捕の要件を満たすときには、逮捕されることもあります。

体罰等を用いない子育てを奨励することにより、子どもの死亡事例等刑事事件に至ることを防止することができます。

Q.6 体罰等を法律で禁止すると どのような効果が期待できるの？

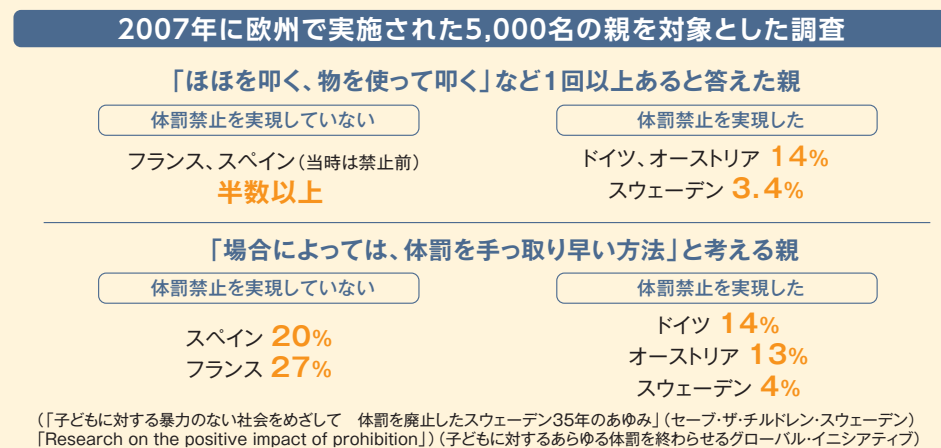
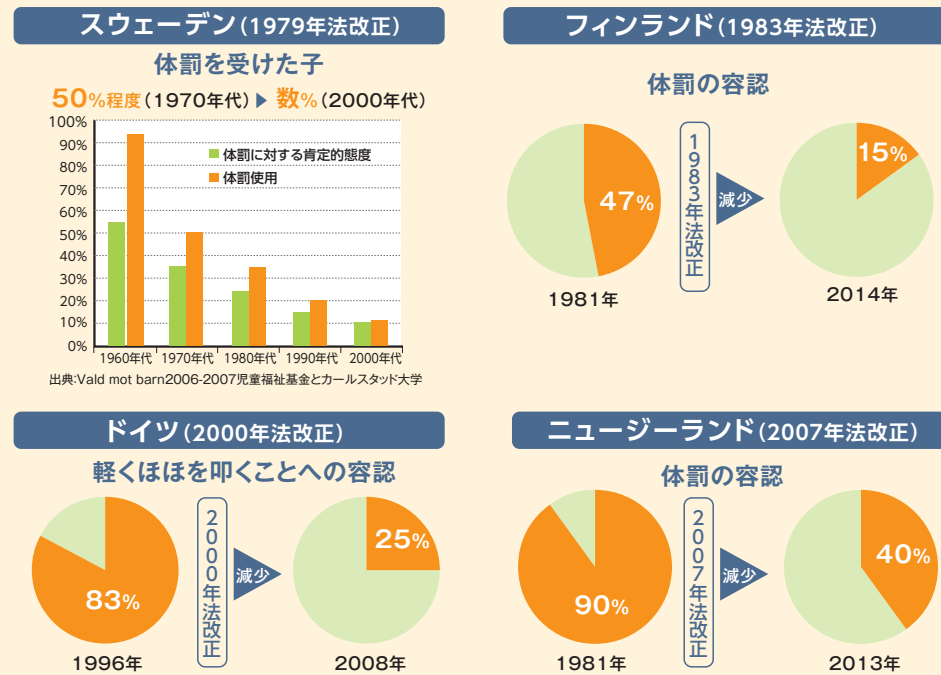
A 2015年12月時点で、体罰を法律で禁止した国は48か国あります(子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアティブ調べ)。

法律で体罰を明示的に禁止した国とそうでない国との間で、体罰に関する意識やその使用の点で、明らかな差が生じています。

体罰禁止国では、劇的あるいは着実に体罰・虐待が減少しています。例えば、重篤な体罰は大幅に減少し(フィンランドでは体罰の減少と殺害される子どもの数の減少の関連性も指摘されています)、家庭から切り離されて保護された子どもの割合も減少(スウェーデンでは約3分の1減)しました。また、体罰容認率が低い国では不適切養育による子どもの死亡率が低いこと等が報告されています。

子育て、教育、ケアにおいて、体罰等を含め有形無形の暴力を使ってはならないという意識が保護者や子どもに関わるおとなに醸成され、児童虐待防止に関して初期段階での支援的介入を可能とするからです。

体罰の法的禁止とそれに伴う啓発は、比較的費用がかからず大きな効果の得られる施策です。



Q.7 体罰等を用いないで 子育てはできるの？

A できます。体罰等を使わずに、子どもの権利を尊重し、子どもの成長・発達にふさわしい方法で、子どもに適切なしつけを行う子育てプログラムが世界中で開発されていて、子ども自身はもちろん、子どもとおとなとの関係構築に良い影響を与えるということが実証されています。

例えば、厚生労働省のホームページの「子ども虐待対応の手引き」(平成 25年 8月改訂版)や「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」や、本パンフ裏表紙などに紹介されています。

子どもの権利条約5条は、そうした子育て方法を推奨しているのです。

Q.8 国連は日本政府に対して どのように言っているの？

A 日本政府は、国連人権機関から繰り返し下記の勧告を受けています。

【国連子どもの権利委員会】

1998年及び2004年の審査時に体罰に関する勧告
2010年審査時にも、法律により家庭や施設での体罰を明示的に禁止すること、体罰等の弊害や非暴力的なしつけに関する啓発を実施すること

【国連拷問禁止委員会】

2013年審査時に、あらゆる環境下で、体罰等を法で明示的に禁止すること

【国連人権理事会(普遍的・定期的審査)】

子どもに対するあらゆる形態の体罰を明示的に禁止し、肯定的で非暴力な形態のしつけに関する啓発を促すべきこと(2008年、第1回審査時)、全ての状況における体罰を明示的に禁止すること(2013年、第2回審査時)

Q.9 日本政府はどのような対応を しているの？

A 日本政府は、平成25年の国連人権理事会(普遍的・定期的審査)において、民法第822条で許される懲戒は体罰とは異なる概念である(「This provision does not allow for corporal punishment.」)と報告し、学校及び家庭内の体罰は禁止されていると発表し、全ての状況における体罰を明示的に禁止することという勧告をフォローアップすることに同意しています。

厚生労働省は、「子ども虐待対応の手引き」について、平成23年の民法改正の成立、施行に伴う内容を盛り込むものとして、身体的虐待に「叩く」行為を追加し、体罰は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらす不適切な行為であることを記載する改訂をしています(平成 25年8月改訂版)。